

青森中央学院大学学則

第1章 総則

（目 的）

第1条 青森中央学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、その特色に地域志向およびグローバル志向の養成を掲げ、学校教育法の定めるところに従い、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会、国家及び地域社会の生活、文化の向上と産業経済の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

2. 経営法学部は、豊かな人間性に立ち、よりよき人生を創造するとともに、社会的正義に立って社会の発展に貢献する、進取性に富み良識ある職業人を養成することを目的とする。

3. 看護学部は、人間や生命を慈しむ人間性と倫理観をもって看護の対象となる人々を深く理解し、理論をもとに創造的に看護実践できる専門的能力、保健医療福祉等の専門職者と協働できる調整的能力、看護の向上に資する自己研鑽力を養うことを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3. 第1項の点検及び評価の事項並びに実施体制については、別に定める。

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組織

（学部学科）

第4条 本学に次の学部学科及び別科を置く。

経営法学部経営法学科

看護学部看護学科

別科助産専攻

2. 別科助産専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2. 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(組 織)

第6条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2. 前項に定めるもののほか、本学に副学長を置くことができる。

3. 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

4. その他本学の組織については、別に定める。

第3章 修業年限・在学年限及び学生定員

(修業年限、在学年限及び学生定員)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

2. 本学の在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

3. 編入学者の在学期間は、第29条第3項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

4. 学生定員は次のとおりとする。

経営法学部経営法学科

入学定員 165人

編入学定員 2年次 8人

3年次 8人

収容定員 700人

看護学部看護学科

入学定員 80人

収容定員 320人

第4章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

但し、秋季入学については、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

2. 学期は、学年を分けて次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）」に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

2. 前項第3号、第4号及び第5号の期間については、年度の始めに学長が定める。

3. 第1項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第10条 本学は、大学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2. 本学は、教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目)

第12条 本学の授業科目は、コモンベシックス、リベラルアーツ、専門科目及び教職課程科目とし、授業科目名及び単位数は、別表1. 2. 3のとおりとする。

第6章 履修方法・卒業

（履修届出）

第13条 学生は、履修しようとする授業科目をあらかじめ届け出て、学長の承認を得なければならない。

（試験及び成績評価）

第14条 授業科目の学修修了の認定は、試験等の成績評価による。

2. 試験の種類及び実施方法については、別に定める。

3. 成績と評価基準は次のとおりとし、S、A+、A、B+、B、C+、CおよびDの8段階をもって表示し、S、A+、A、B+、B、C+、Cを合格とし、Dを不合格とする。

成績（素点）	評価	
100-90	S	合格
89-85	A+	
84-80	A	
79-75	B+	
74-70	B	
69-65	C+	
64-60	C	
59-0	D	不合格

（単位の授与）

第15条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

（単位の基準）

第16条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の

方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業論文、看護研究、卒業研究等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修単位)

第17条 学生は、別表1. 3により経営法学部は124単位以上、看護学部は126単位以上修得しなければならない。

(卒業及び学位)

第18条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者については、卒業を認定する。

2. 本学を卒業した者に、次のとおり学士の学位を授与する。

経営法学部経営法学科 学士(経営法学)

看護学部看護学科 学士(看護学)

(資格免許)

第19条 資格免許を取得しようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ規定する所定の単位を修得しなければならない。

2. 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育免許法及び同施行規則に定める科目及び単位を履修しなければならない。本学において取得することのできる免許状の種類は次のとおりである。

経営法学部 経営法学科	中学校教諭一種免許状(社会)
	高等学校教諭一種免許状(公民)
	高等学校教諭一種免許状(商業)
看護学部 看護学科	養護教諭二種免許状

(他の大学における授業科目の履修等)

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2. 前項の規定により修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学で修得したものとみなすことができる。

(他の大学等における既得単位等)

第21条 学長は、他の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(履修科目の登録の上限)

第22条 学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2. 学長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第7章 入学・編入学・休学・復学・留学・転学・退学・再入学及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、前学期又は後学期の始めとする。

(入学の資格)

第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）における高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣の指定した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学の志願)

第25条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第26条 前条の入学志願者の選抜は、別に定めるところにより、公正かつ妥当な方法

で行うものとする。

(入学手続き及び入学許可)

第27条 前条の選抜に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに入学金及びその他の納付金を納入しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第28条 学長は、前条第1項の提出書類に虚偽又は不正があった場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第29条 本学経営法学部の第2年次及び第3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

(5) 2年次編入については大学学部等に1年以上在学し、所定の単位を修得した者

(6) その他前各号に定める者と同等以上の学力があると学長が認めた者

2. 前項の編入学志願者に対する取り扱いについては、第25条、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。

3. 前項の規定により編入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取り扱い並びに編入学後に履修すべき授業科目及び在学すべき年数については、学長が決定する。

(休学)

第30条 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を付し、保証人連署の上休学願いを提出し、学長の承認を受けなければならない。

2. 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3. 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある

場合は、引き続き1カ年まで延長することができる。

4. 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、学長の承認を受けなければならない。

(留学)

第32条 外国の大学又は短期大学で学修を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2. 第20条2項の規定は、前項の留学の場合に準用する。

3. 第1項の留学の期間は、在学期間に算入することができる。

(転学等)

第33条 他の大学への入学又は転学をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学部)

第34条 本学の他学部に転学部をしようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2. その他転学部に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、その理由を詳記し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第36条 本学を退学した者が、再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2. 前項の選考に合格した者の入学の手続きおよび入学許可については、第27条の規定を準用する。

3. 前項の規定により入学を許可された者の授業科目および単位数の取り扱いについては、別に定める。

(除籍)

第37条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、除籍する。

(1) 第7条第2項及び第3項に定める在学期間を超えた者

(2) 授業料等の納付を怠り、督促してなお納付しない者

(3) 督促を受けてもなお履修届を提出しない者

(4) 成業の見込みのない者

(5) 第30条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

第8章 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第39条 本学の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4. 懲戒に関する必要な事項は別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第40条 本学に、学部教授会を置く。

2. 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3. 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の学部教授会が置かれている組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4. 学部教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第 10 章 厚生施設

(厚生施設)

第41条 本学に、学生及び教職員の厚生のために必要な施設を置く。

2. 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として学長が入学を許可することができる。

2. 学長は、前項の科目等履修生には、単位を与えることができる。

(聴講生)

第43条 本学の学生以外の者で、一又は複数の科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として学長が入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学において授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として学長が入学を許可することができる。

(研究生)

第45条 本学において特定の専門分野について研究することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研究生として学長が入学を許可することがある。

2. 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、その期間を延長することができる。

第 12 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第46条 外国人で大学等において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可する。外国人の入学及び転入学については、本学学生に関する規定を準用する。ただし、講義を理解し得る程度の日本語の素養を必要とする。

2. 入学を許可された外国人留学生は、すべて正規の学生としての資格を取得する。

第 1 3 章 学費

(学費)

第47条 本学の学費は、別表 4 に定めるとおりとする。

(学費の納入)

第48条 学費は、毎学年所定の期日までに納入しなければならない。

2. 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該年度の授業料全額を納入しなければならない。

3. 休学した者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

なお、この場合において、休学を許可した期間の最初の日が月の初日である場合には、「休学当月」と読み替えるものとする。

教育充実費は学籍保有中、納付しなければならない。

4. 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該年度末までの学費を復学した月に納付しなければならない。

5. 既納の学費は、理由の如何を問わず一切返還しない。

第 1 4 章 公開講座及び特別の課程

(公開講座)

第49条 本学の教育目的及び社会的使命を達成するために、本学に公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程)

第50条 学長は学校教育法第105条に規定する特別の課程として本学の学生以外の者を対象として履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2. 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 1 5 章 雑則

(委任)

第51条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

（平成10年4月1日入学生から適用とする）

この学則は、平成12年9月1日から施行する。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

この学則は、令和7年4月1日から施行する。